

6 国民健康保険・国民年金

I. 国民健康保険..... 179

1. 国民健康保険とは	179
(1) 国民健康保険の被保険者	179
(2) 国民健康保険の届出	179
2. 給付内容	180
(1) 療養の給付	180
(2) 入院時食事療養費	180
(3) 高額療養費	181
(4) 療養費	182
(5) 移送費	182
(6) 出産育児一時金	182
(7) 葬祭費	182
(8) 高額医療・高額介護合算制度	182
3. 対象とならない診療	183
4. 高額療養費の貸付	183
5. 保険料	184
(1) 医療給付費分保険料の負担	184
(2) 後期高齢者支援金分の負担	184
(3) 介護納付金分保険料の負担	184
(4) 保険料の軽減	185
(5) 国民健康保険料に未納がある場合	185
(6) 保険料の納付方法	185
6. 保健事業	187
(1) 特定健康診査	188
(2) 特定保健指導	188
(3) 若年者健康診査	188
(4) 人間ドック	188
(5) はり・きゅう施術費補助	188

II. 国民年金..... 189

1. 国民年金とは	189
(1) 国民年金に必ず加入する被保険者	189
(2) 国民年金に希望して加入する被保険者	189
(3) 国民年金の届出	189
(4) 保険料の免除	190
(5) 保険料額	190
(6) 保険料の前納割引、口座振替割引(早割)	191
2. 老齢基礎年金	192

(1) 老齢基礎年金の受給要件	192
(2) 老齢基礎年金の額	192
(3) 老齢基礎年金の受給申請手続きに必要なもの	192
3. 障害基礎年金	193
(1) 障害基礎年金の受給要件	193
(2) 障害基礎年金の年金額	193
(3) 障害基礎年金の受給申請手続きに必要なもの	193
4. 特別障害給付金	194
(1) 特別障害給付金の支給対象者	194
(2) 特別障害給付金の支給額	194
5. 遺族基礎年金	195
(1) 遺族基礎年金を受給できる遺族の範囲	195
(2) 遺族基礎年金の受給条件	195
(3) 遺族基礎年金の年金額	195
6. 第一号被保険者の独自給付	196
(1) 付加年金	196
(2) 寡婦年金	196
(3) 死亡一時金	196
III. 関係機関・団体	197
(1) 厚生年金の請求手続に関する相談・問い合わせ	197
(2) 国民年金の資格・保険料及び請求手続に関する相談・問い合わせ	197

国民健康保険・国民年金

I. 国民健康保険

1. 国民健康保険とは

国民健康保険（以下、国保と言います。）は、すべての国民が健康で豊かな生活を過ごすため、被保険者や世帯の状況、所得の状況などに応じて保険料を出し合い、安心して医療を受けることができるようにする医療保険制度で、国の社会保障制度の施策のひとつです。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、これまで市町村が担ってきた国民健康保険制度を平成30年度から都道府県も一体となって担うこととなり、県と市が共同で国保の保険者となりました。

(1) 国民健康保険の被保険者

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

原則として、県内に住所を有し、次のいずれにも該当しない方は、国保の被保険者となります。

- ① 国保以外の医療保険制度に加入している方
- ② 生活保護を受けている方

(2) 国民健康保険の届出

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500
各支所地域総務課

次のようなときは、その事由が発生してから14日以内に保険年金課又は各支所地域総務課へ届出をしてください。

[国保に加入するとき]

- ① 諫早市に転入したとき。
- ② 職場で加入していた医療保険をやめたとき。
(職場や管轄の年金事務所が発行する資格喪失証明書(又は離職票など)、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)が必要。)
- ③ 子どもが生まれたとき。
- ④ 生活保護の受給が停止又は廃止となったとき。

※届けが遅れると、保険料をさかのぼって納付したり、医療費を全額自己負担しなければならない場合があります。

[国保をやめるとき]

- ① 諫早市から転出するとき。
- ② 国保以外の医療保険に加入したとき。
(国保資格確認書等と新たに加入した医療保険の資格確認書等が必要。ただし、75歳になって後期高齢者医療制度に加入する場合は、自動的に移行するので手続きは不要です。)
- ③ 被保険者が死亡したとき。
- ④ 生活保護の受給開始が決定したとき。

※届けが遅れると、国保で負担した医療費の返納の請求を受けたり、支払った保険料の払い戻しを受けられないことがあります。

[その他]

- ① 転居など住所変更をするとき。
- ② 世帯主の変更や世帯分離、氏名変更などをするとき。

2. 給付内容

国保の給付内容には、次のようなものがあります。

- ① 病気やけがの治療……療養の給付
- ② 入院したときの食事代……入院時食事療養費
- ③ 医療費が高額になったとき……高額療養費
- ④ 医療費がいったん全額自己負担になったとき……療養費
- ⑤ 入院、転院などのための移送代……移送費
- ⑥ 出産したとき……出産育児一時金
- ⑦ 死亡したとき……葬祭費
- ⑧ 医療と介護の自己負担の合算が一定額を超えたとき……高額介護合算療養費

(1) 療養の給付

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

病気やけがで医療機関にかかったときの診察、処置・手術などの治療、薬剤又は治療材料、在宅療養および看護などで、医療機関に資格確認書等を提示すれば、一部負担金を支払うだけで、残りの費用は国保が負担します。

年 齢	医療費の自己負担割合
0 歳～義務教育就学前	2 割
義務教育就学時※1～69 歳	3 割
70 歳以上※2	2 割 現役並み所得者は 3 割※3

- ※1 義務教育就学時とは、6 歳になって最初の 4 月 1 日です。(4 月 1 日生まれの方は、6 歳になる 4 月 1 日から 3 割負担です。)
- ※2 70 歳の誕生日の翌月 1 日(誕生日が月の初日の場合は誕生日)からの適用となります。
- ※3 現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得(各種控除後)が 145 万円以上の 70 歳以上(後期高齢者医療被保険者は除く。)の国保被保険者がいる方。

(2) 入院時食事療養費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

入院時の食事代は、食事に係る費用のうち一部(標準負担額)を負担し、残りは国保が負担します。(住民税非課税世帯の方は、国保の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて医療機関等の窓口提示するか、退院後に国保の窓口で手続きをする必要があります。)

「入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)」

一般の方（下記以外の方）			510 円
住民税非課税世帯	過去 12 か月の入院日数	90 日までの入院	240 円
		90 日を超える入院	190 円
70 歳以上で低所得 I（P181第 2 表※6 参照）の方			110 円

「療養病床に入院したときの食事代・居住費の標準負担額(65 歳以上)」

	食事代(1食)	居住費(1日)
一般の方(下記以外の方)	510 円 ※1	370 円
住民税非課税世帯	240 円	
70 歳以上で低所得 I の方	140 円	

※1 医療機関によって 470 円の場合があります。

(3) 高額療養費

【問合せ先】保険年金課 Tel.22-1500

自己負担限度額を超える医療費を支払った場合、申請により超えた分を国保が給付します。

また、限度額適用認定証を提示した場合（70 歳以上の住民税課税世帯の方は、資格確認書等の提示のみ）、月の初日から末日までに係る保険診療について支払う額は、入院・外来それぞれ限度額の範囲となります。限度額適用認定証の交付は申請が必要です。（ただし、保険料に未納がある方には交付できない場合があります。）

なお、オンライン資格確認システムが導入された医療機関等では、本人が同意し、システムで区分の確認ができれば、限度額適用認定証の提示が不要となります。

「第 1 表」 70 歳未満の方（後期高齢者医療被保険者を除く。）

区分	年間所得額 ※1	1 か月あたりの 自己負担限度額	多数該当 ※2
ア ※3	901 万円を超える	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ	600 万円を超えて 901 万円以下	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ	210 万円を超えて 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ	210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税	35,400 円	24,600 円

「第 2 表」 70 歳以上の方（後期高齢者医療被保険者を除く。）

適用区分		外来の限度額 (個人単位)	外来 + 入院の限度額 (世帯単位)
現役並み	Ⅲ 課税標準額 690 万円以上の方	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 〈140,100 円※2〉	
	Ⅱ 課税標準額 380 万円以上の方	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 〈93,000 円※2〉	
	Ⅰ 課税標準額 145 万円以上の方	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 〈44,400 円※2〉	
一般	課税標準額 145 万円未満 の方 ※4	18,000 円 〔年間上限〕 144,000 円	57,600 円 〈44,400 円※2〉
低所得	Ⅱ 住民税非課税世帯 ※5	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80.67 万円以下など) ※6		15,000 円

注) 課税標準額とは、各種所得額（収入金額から必要経費を引いた額）から地方税法上の各種所得控除等を引いた額

※1 前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額の合計額から基礎控除（43 万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）。

※2 過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 世帯主及び諫早市国民健康保険に加入している世帯員の中に、住民税未申告者がいる場合も含まれます。

※4 世帯収入の合計額が 520 万円未満（1人世帯の場合は 383 万円未満）の場合や、所得金額から基礎控除の 43 万円を差し引いた金額の合計が 210 万円以下の場合も含まれます。

※5 低所得Ⅱとは、世帯主及び国保加入世帯員全員が住民税非課税の方で、低所得Ⅰに該当しない方

※6 低所得Ⅰとは、世帯主及び国保加入世帯員全員が住民税非課税の方で、かつ各種収入等から必要経費・控除（年金の所得控除額を 80.67 万円として計算）を差し引いた所得が 0 円となる世帯に属する方

同じ世帯で、同じ月内に 70 歳以上の方の負担額と、70 歳未満の方の一部負担金（21,000 円以上のものに限り。）の合計が限度額（第 1 表参照）を超えた場合は、申請により超えた分を国保が給付します。

(4) 療養費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、申請により国保が審査し、決定した金額から自己負担額を除いた額を支給します。

- ① やむを得ず、保険診療を扱っていない医療機関で診療を受けたとき又は資格確認書等を提示しないで診療を受けたとき。
- ② 医師が認めた、コルセットなどの補装具代や手術など輸血に用いた生血代。
- ③ 海外渡航中に病気やけがで診療を受けたとき。（治療目的で渡航した場合は除く。）

(5) 移送費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

病気やけがのため、入院、転院する場合に、移動が困難であるため、タクシーや寝台車などを利用した場合で次の要件を全て満たした場合に移送費を支給します。ただし、保険者が必要と認め、かつ医師の意見書及び移送の事実を証する書類が必要です。

- ① 移送されたことにより療養が保険診療として適切に行われたこと。
- ② 緊急やむを得ない状況であること。

(6) 出産育児一時金

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

被保険者が出産したときに、1 件につき 50 万円(産科医療補償制度に加入しない分娩は 48 万 8 千円)を支給します。(妊娠 85 日以降であれば流産、死産も対象となります。)

原則として医療機関等への直接支払いとし、分娩費が支給額より少額だった場合の差額や、直接支払いが利用できなかった場合は、申請により世帯主に支給します。

(7) 葬祭費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に対して葬祭費を 2 万円支給します。

(8) 高額医療・高額介護合算制度

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

医療保険と介護保険の両方の自己負担を世帯で合算し、限度額を超えた場合、「高額介護合算療養費」を支給します。

※ 詳しくは 84 ページをご覧ください。

3. 対象とならない診療

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

以下の事由による診療費については、国保の対象になりません。

- ① 仕事上での傷病で労災保険の対象となるもの
- ② 病気でないもの
(美容整形、歯列矯正、正常な妊娠及び出産、健康診断、予防接種など)
- ③ その他
(故意と判断される傷病、正当な理由なく医師の指示・診療・治療を無視又は拒否した場合など)

■ 国保と第三者行為

交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その診療、治療に要する費用は加害者の負担になりますが、国保での診療、治療が受けられます。

その場合、国保で支払った医療費は加害者から返還してもらうことになります。

※ 国保で交通事故などによるけがの治療を受けるときは、国保への届けが必要です。

4. 高額療養費の貸付

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

保険料に未納のある方が1か月あたりの医療費が高額になったとき、限度額適用認定証の利用ができないことにより、医療費の支払いが困難となる場合があります。そのような場合、支給を受ける予定である高額療養費相当額の一部を無利子で貸し付けます。

- ①貸付額 高額療養費に相当する金額の9割(千円未満切り捨て)を限度とします。
- ②条 件
 - ア) 連帯保証人が1人必要
 - イ) 世帯主及び連帯保証人の実印と印鑑証明書が必要
 - ウ) 高額療養費支給時に貸付金と相殺

5. 保険料

国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの要素で構成されています。

(1) 医療給付費分保険料の負担

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

国保に加入すると、収入に応じた保険料の負担が必要となります。保険料は被保険者の病気やけがなどによる医療費の支払いや、子どもが生まれたり、家族が死亡したときなどの給付費用に充てられます。

- | | | |
|-----------|-----------------------|-------------------|
| ① 所得割 | 被保険者の所得に応じて算出（7年度保険料率 | 9.14% |
| ② 被保険者均等割 | 被保険者の人数に応じて算出（7年度保険料額 | 30,340円） |
| ③ 世帯別平等割 | 一世帯に定額で算出 | （7年度保険料額 20,180円） |

(2) 後期高齢者支援金分の負担

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

75歳以上の高齢者の医療に係る給付費の約4割を国保や職域の健康保険が負担します。この負担金に充てるため、後期高齢者支援金分の保険料が賦課されます。

- | | | |
|-----------|-----------------------|------------------|
| ① 所得割 | 被保険者の所得に応じて算出（7年度保険料率 | 3.49% |
| ② 被保険者均等割 | 被保険者の人数に応じて算出（7年度保険料額 | 11,540円） |
| ③ 世帯別平等割 | 一世帯に定額で算出 | （7年度保険料額 7,670円） |

(3) 介護納付金分保険料の負担

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

国保に加入している方のうち40歳以上65歳未満の方は、介護納付金分の保険料が賦課されます。なお、保険料は、介護サービスを受けた方の費用の支払いに充てられます。

- | | | |
|-----------|-----------------------|------------------|
| ① 所得割 | 被保険者の所得に応じて算出（7年度保険料率 | 2.82% |
| ② 被保険者均等割 | 被保険者の人数に応じて算出（7年度保険料額 | 11,420円） |
| ③ 世帯別平等割 | 一世帯に定額で算出 | （7年度保険料額 5,780円） |

※ 保険料は、世帯の人員、所得の状況によって軽減されることがあります。軽減は自動的に行われますので、特に手続きなどは必要ありません。

※ 令和8年度の保険料は、県が示す標準保険料率を参考に決定する保険料率に基づき、令和8年7月頃に通知する予定です。

また、令和8年4月1日から「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、保険料の賦課について、「子ども・子育て支援納付金」が追加されます。

(4) 保険料の軽減

【問合せ先】保険年金課 Tel.22-1500

国保に加入している間に出産した方や退職後に国保に加入をした方は、保険料が軽減される場合があります。

■ 産前産後期間の軽減

出産予定日又は出産日が属する月の前月から、4 か月間の保険料の一部が届出により軽減されます。
(多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3 か月前から6 か月間)

■ 非自発的失業者のための軽減

離職の翌日から翌年度末までの期間において、倒産・解雇・雇止めなどによる離職により失業給付を受ける65歳未満の方は、保険料が届出により軽減される場合があります。

(5) 保険料に未納がある場合

【問合せ先】保険年金課 Tel.22-1500

国保は、加入者で保険料を出し合って医療費に充てる助け合いの制度です。加入者は医療の給付を受ける権利と保険料を納める義務があります。保険料は納期限内に必ず納めましょう。

- ① 保険料に未納があると、保険給付が制限されることがあります。
 - ② 未納期間が長期の場合、特別な事情があるときを除き、特別療養費の支給対象者となる場合があります。特別療養費の支給対象者となると、医療機関で診療を受けたときは全額自己負担をし、その後、保険適用医療費の7割(又は8割)相当額を申請により払戻しを受けることになります(未納保険料への充当あり)。1年6か月以上の滞納は、療養費、高額療養費などの保険給付の全額又は一部を差し止めます。さらに、差し止めに係る給付額から滞納保険料額を控除することもあります。
 - ③ 上記のほか、財産(給与、預貯金、生命保険等)の差押え処分を行う場合があります。
- ※ 納付が困難になった場合は、分割納付等の方法がありますので、早めに保険年金課へご相談ください。

(6) 保険料の納付方法

【問合せ先】保険年金課 Tel.22-1500

■ 普通徴収

市役所から送付した納付書により、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン、市役所の窓口で納めることができます。また、口座振替の方法により納めることもできます。

① 金融機関及び市役所窓口での納付

市役所から送付された納付書で納めてください。

金融機関	十八親和銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、 たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、九州労働金庫	国内全店
	長崎県央農業協同組合、長崎西彼農業協同組合、JF マリンバンク九州 信漁連	長崎県内全店
	ゆうちょ銀行・郵便局	九州内 (沖縄県を除く)
市役所	本庁・各支所・各支所の出張所(大草・伊木力・田結・小江深海)	

② 口座振替による納付

上記金融機関の預貯金口座から自動的に振り替えて納めることができます。申し込みは金融機関の窓口、又は、パソコン・スマートフォンでのWEB口座振替受付サービスで行ってください。

③ コンビニエンスストアでの納付

取扱い
コンビニ
チェーン

MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン、ローソンストア100

④ スマートフォンでの納付

PayPay、PayB、支払秘書、J - CoinPay、auPAY、d 払い、楽天ペイ、AEON Pay で納めることができます。

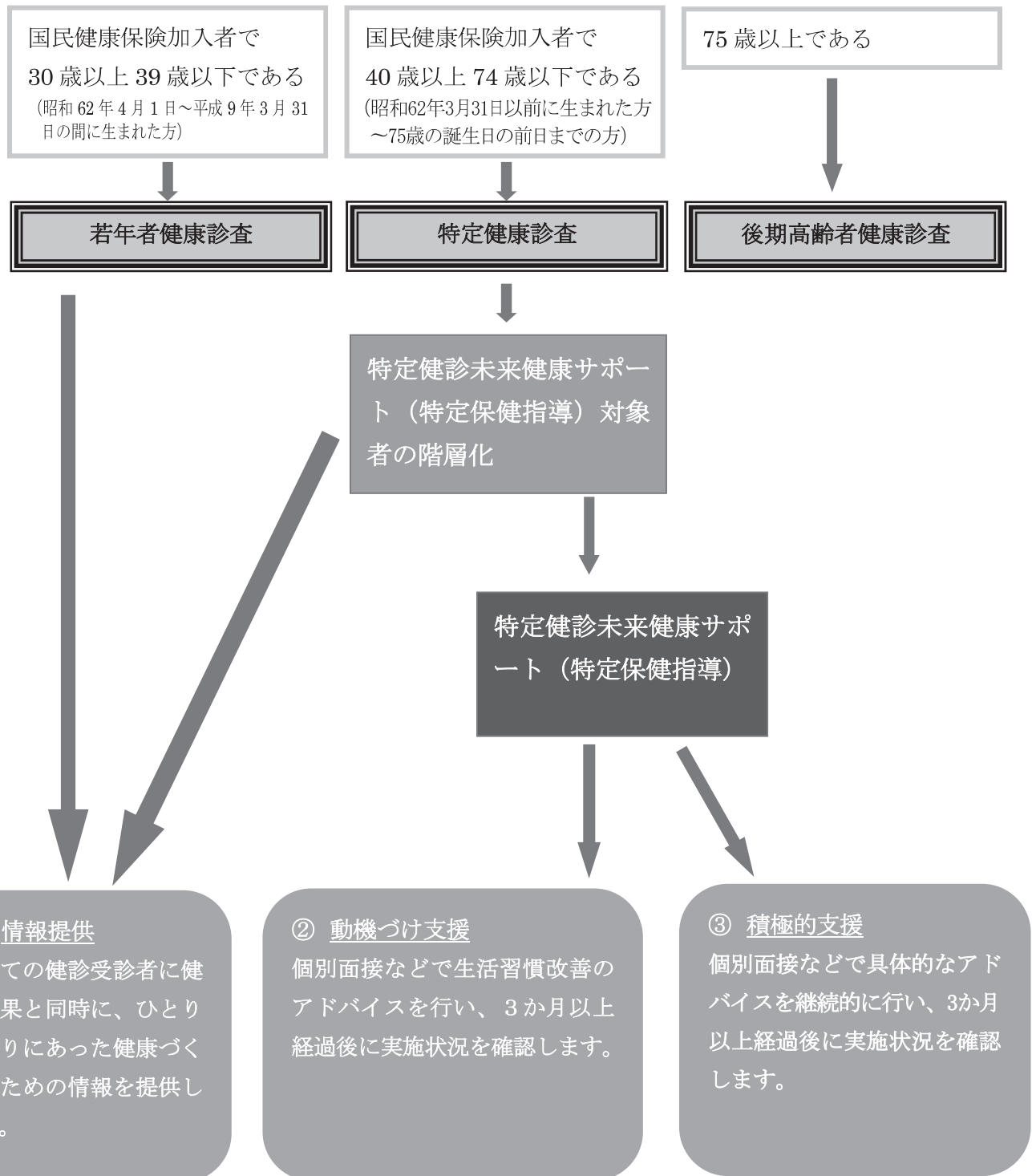
■ 特別徴収

世帯主が被保険者で、世帯内の国保の被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満の場合、世帯主が受給している年金（年額 18 万円以上の方）から自動的に徴収（天引き）されます。（介護保険料と国民健康保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 以下の場合）

なお、市役所に納付方法の変更の申出を行うことにより口座振替に切り替えることができます。

6. 保健事業

被保険者に特定健康診査・特定保健指導を実施します。特定健康診査の結果に基づき、メタボリックシンドローム及びその予備群の方を抽出し、生活習慣の改善を目的とする保健指導を行います。



(1) 特定健康診査

【問合せ先】健康推進課 Tel22-1500

- ①対象者 40歳以上の被保険者（年齢は令和9年3月31日時点）
- ②実施医療機関 市内医療機関等
（大村市医師会又は西彼杵医師会所属の一部医療機関でも受診できます。）
- ③種類 個別及び集団
- ④受診方法 マイナ保険証又は資格確認書及び受診券を医療機関等に提示して受診
（1年度に1回）
- ⑤受診者負担金 無料
※ミニ人間ドックとして、諫早市がん検診（乳腺検診を含む。）と同時に受診された場合は、諫早市がん検診の受診者負担金に対し最大 500 円を助成

(2) 特定健診未来健康サポート（特定保健指導）

【問合せ先】健康推進課 Tel22-1500

- ①対象者 特定健康診査の検査結果により生活習慣の改善が必要な方
- ②内容 市国保の保健師・管理栄養士などが、生活習慣病予防のために個別相談を行います。
- ③個人負担金 無料

(3) 若年者健康診査

【問合せ先】健康推進課 Tel22-1500

- ①対象者 30歳以上39歳以下の被保険者（年齢は令和9年3月31日時点）
- ②実施医療機関 市内医療機関等
- ③種類 個別及び集団
- ④受診方法 マイナ保険証又は資格確認書を医療機関等に提示して受診（1年度に1回）
- ⑤受診者負担金 500円

(4) 人間ドック

【問合せ先】健康推進課 Tel22-1500

- ①対象者 40歳以上の被保険者（年齢は令和9年3月31日時点）
次の方は申し込みできません。
ア) 特定健康診査を受診した方又は受診予定の方
イ) 市が実施するがん検診（胃・大腸・肺）を受診した方、又は受診予定の方
ロ) 職場などで受診できる方
- ②種類 日帰り・1泊2日のどちらかを1年度に1回
- ③実施医療機関 市内医療機関の一部
- ④手続き 直接指定の医療機関に申込みください。
- ⑤受診者負担金 日帰り：18,500円、1泊2日：33,000円

(5) はり・きゅう施術費補助

【問合せ先】健康推進課 Tel22-1500

市が指定したはり師・きゅう師が施術した「はり」、「きゅう」について、料金の一部を助成しています。

- ①助成内容 施術1回につき800円
※助成対象となる施術は1日1回とし、初月は15回まで、2か月目以降は毎月10回までを助成します。
- ②助成の受け方 マイナ保険証または資格確認書を施術担当者に提示し、支給申請書に押印又は署名してください。

II. 国民年金

1. 国民年金とは

すべての国民を対象に、老齢、障害、死亡に関し必要な給付を行い、健全な国民生活の維持、向上に役立つことを目的としています。

(1) 国民年金に必ず加入する被保険者

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

次のいずれかに該当する方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

- ① 20 歳以上 60 歳未満で、学生、農林漁業者、自営業者等の方。（第 1 号被保険者）
- ② 厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員。（第 2 号被保険者）
- ③ 第 2 号被保険者の被扶養配偶者で、20 歳以上 60 歳未満の方。（第 3 号被保険者）

(2) 国民年金に希望して加入する被保険者

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

次のいずれかに該当する方は、国民年金に加入することができます。（任意加入被保険者）

- ① 日本国内に住所があり、20 歳以上 60 歳未満で老齢（退職）年金の受給資格がある方。
- ② 日本国内に住所があり、60 歳以上 65 歳未満の方。（受給資格期間が足りない方など）
- ③ 日本人で外国に居住している 20 歳以上 65 歳未満の方。ただし、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方は加入できません。
- ④ 日本国内に住所を有する 65 歳以上 70 歳未満の方又は日本人で外国に居住している 65 歳以上 70 歳未満の方。（受給資格期間を満たすまで）

(3) 国民年金の届出

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

次に該当する場合は、14 日以内に届け出る必要があります。

- ① 会社等を辞めたとき。（退職年月日がわかる書類、マイナンバーカードなど本人確認書類）
- ② 配偶者の扶養から外れたとき。（扶養から外れた日がわかる書類、マイナンバーカードなど本人確認書類）

(4) 保険料の免除

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

第 1 号被保険者の保険料について、法定免除、申請免除、産前産後期間の免除、学生納付特例などがあります。

法定免除に該当するのは、

- ① 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金を受けている方で、障害の程度が 1 級又は 2 級の状態に該当する方。
- ② 国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合などの障害年金を受けている方。
- ③ 生活保護法による生活扶助を受けている方。
- ④ ハンセン病療養所、国立脊髄療養所、国立保養所などに入所している方。（厚生労働大臣が指定する施設に入所しているとき。）

一般の方で申請による免除に該当するのは、

- ① 所得が低い方。
- ② 失業等により、保険料を納めることが著しく困難と認められる方。
- ③ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方。

※申請免除には、全額免除と 3/4 免除、半額免除、1/4 免除があり、本人だけでなく配偶者や世帯主の所得状況によって判断されます。

■ 産前産後期間の免除

出産予定日又は出産日が属する月の前月から 4 か月間の保険料が届出により免除となります。

（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間）

■ 学生の保険料納付特例

学生本人が一定所得以下の場合には、親などに保険料負担を求めることなく、本人が社会人になってから保険料を納めることができるよう、申請により学生期間中の保険料が猶予されます。

■ 納付猶予制度

20 歳から 50 歳未満の第 1 号被保険者について、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合、申請により保険料が猶予されます。

(5) 保険料額

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

令和 8 年度の国民年金保険料は、月額 17,920 円です。

付加保険料を加算して納付すると年金受給額が増えます。

※ 付加保険料は、月額 400 円（196 ページ参照）

(6) 保険料の前納割引、口座振替割引(早割)

【問合せ先】保険年金課 Tel.22-1500

保険料の1年分、半年分又は2年分を前納すると割引があります。また、毎月の保険料を口座振替で当月払いすると、毎月60円割引になります。

- | | |
|---------------|---|
| ① 現金で前納した場合 | 1年前納で年間3,820円割引、半年前納で年間870円割引
2年前納で年間16,010円割引 |
| ② 口座振替で前納した場合 | 1年前納で年間4,510円割引、半年前納で年間1,220円割引
2年前納で年間17,320円割引 |

■ クレジットカード納付

クレジットカードでの納付ができます。希望する場合は、年金事務所へ事前の申込みが必要です。現金前納と同じ割引があります。

■ 電子納付 (Pay-easy)

Pay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング又はテレフォンバンキングで納付ができます。前納用納付書を使用し、納付した場合は、現金前納と同じ割引があります。

■ スマートフォンアプリでの納付

スマートフォンアプリ (auPAY、d払い、PayB、PayPay、楽天ペイ、AEONPay) を使用して納付ができます。前納用納付書を使用し、納付した場合は、現金前納と同じ割引があります。

2. 老齢基礎年金

老後の生活を保障するために支給される公的年金で、保険料を 10 年以上納付又は免除された方が 65 歳になったときから支給されます。

(1) 老齢基礎年金の受給要件

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

保険料を納めた期間と免除された期間を合わせて、10 年以上ある方が、65 歳になったときから受給できます。具体的には、次のすべての期間を合算して 10 年以上の方です。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間（免除期間を含む。）
- ② 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月までの厚生年金保険、船員保険の被保険者期間及び共済組合の組合員期間のうち 20 歳から 60 歳までの期間
- ③ 第 3 号被保険者期間又は 60 歳未満の国民年金任意加入被保険者の未納期間

第 3 号被保険者は、昭和 61 年 3 月までは任意加入でした。しかし、昭和 61 年の法改正に伴い、被用者年金制度の加入者の配偶者が昭和 36 年 4 月から昭和 61 年 3 月までのうち、国民年金に任意加入しなかった期間については「カラ期間」として、10 年の受給資格期間の計算に算入されることになりました。（ただし、「カラ期間」は年金額の計算には入りません。）

※ 第 3 号被保険者の期間を有する方の年金請求手続きは、年金事務所で受け付けます。

(2) 老齢基礎年金の額

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

令和 8 年度の年額は、新たに年金を受給する方は、満額の場合で 847,296 円（月額 70,608 円）です。すでに年金を受給している方は、満額の場合で 844,896 円（月額 70,408 円）です。（令和 8 年 4 月 1 日現在）

※ 未納期間や免除期間があると支給額は減額されます。

(3) 老齢基礎年金の受給申請手続きに必要なもの

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

申請の手続きには、戸籍謄本、本人及び配偶者の年金証書、本人名義の預金通帳などが必要です。

※ 受給要件や受給額は加入期間などで変わります。また、期間の短縮などの特例措置もあります。

3. 障害基礎年金

国民年金加入期間中に初診日がある病気やけがで障害者になったときに支給されます。

(1) 障害基礎年金の受給要件

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

障害基礎年金を受給するためには、以下のすべてを満たしていることが要件となります。

- ① 初診日において国民年金の被保険者であるとき、又は国民年金の被保険者であった方が国内に住所があり、60歳以上65歳未満であるとき。※20歳前に初診日があるときも含みます。
- ② 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、又は症状が固定した日）に、国民年金法施行令で定められた「1級」又は「2級」に該当するとき。
- ③ 初診日の属する月の前々月までに、国民年金の被保険者期間がある場合、保険料を納めた期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上あるとき。なお、令和18年3月31日以前に初診日のある傷病での障害については、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。（ただし、初診日に65歳未満でなければなりません。）

■ 20歳前に障害になった方

20歳に達する前に初診日がある病気やけがで障害になった場合は、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときはその障害認定日）に、国民年金法施行令で定められた障害の程度が、1級又は2級の状態にある方。

■ 昭和61年3月31日以前から障害福祉年金を受給していた方

障害基礎年金は支給されず、引き続き旧国民年金法による障害年金が支給されます。

(2) 障害基礎年金の年金額

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

令和8年度の年額は、障害の程度により次のようになっています。（令和8年4月1日現在）

1級障害の方 年額 1,059,125 円（月額 88,260 円）

2級障害の方 年額 847,300 円（月額 70,608 円）

※ 障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている子については、下記の加算があります。
ただし、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。
（子が障害者の場合は20歳未満）

子の加算額	1人目、2人目		年額 1人	243,800 円
	3人目以降		同	81,300 円

(3) 障害基礎年金の受給申請手続きに必要なもの

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

申請の手続きには、戸籍謄本、診断書（傷病によってはレントゲンフィルムも必要）、病歴・就労状況等申立書、本人名義の預金通帳などが必要です。

4. 特別障害給付金

国民年金への加入が任意だったために加入せず、その間に障害を負ったために障害基礎年金を受けない方に特別障害給付金が支給されます。

(1) 特別障害給付金の支給対象者

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

昭和 61 年度前の現在の第 3 号被保険者に当たる方や平成 3 年度前の学生などで、任意加入していなかった期間に初診日がある傷病により障害等級 1、2 級の認定を受けた方。（ただし、65 歳の誕生日の 2 日前までに、その障害に該当する方。）

(2) 特別障害給付金の支給額

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

令和 8 年度の支給額は、次のようになっています。

1 級障害の方	年額 703,800 円(月額 58,650 円)
2 級障害の方	年額 563,040 円(月額 46,920 円)

5. 遺族基礎年金

国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方などが死亡したとき、その遺族で、子のいる配偶者又は子に対して支給されます。

(1) 遺族基礎年金を受給できる遺族の範囲

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

遺族基礎年金は、死亡した方の死亡当時、その方によって生計を維持されていた次の方に対して支給されます。

- ① 死亡した方の子のある配偶者
- ② 死亡した方の子
- ※子とは、次の者に限ります。
 - ・ 18 歳到達年度の末日までにある子
 - ・ 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級・2 級の子

(2) 遺族基礎年金の受給条件

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

次のいずれかに該当する方が死亡したときに支給されます。

- ① 国民年金の被保険者であること。
 - ② 国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60 歳以上 65 歳未満であること。
 - ③ 老齢基礎年金の受給権者であること。
 - ④ 老齢基礎年金の受給資格期間（25 年以上）を満たした方であること。
- ※ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して 3 分の 2 以上あること、死亡日が令和 8 年 3 月 31 日までにあるときは、直近の 1 年間に保険料の滞納がないことが必要です。

(3) 遺族基礎年金の年金額

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

令和 8 年度の年額はそれぞれ次のようになっています。（令和 8 年 4 月 1 日現在）

「子のある配偶者に支給される年金額」

子の数	基本額	子の加算額	年金額計
1 人	847,300 円	243,800 円	1,091,100 円
2 人		487,600 円	1,334,900 円

※ 3 人目以降の子は、1 人につき年額 81,300 円を加算。

「子に支給される年金額」

子の数	基本額	加算額	年金額計
1 人	847,300 円	—	847,300 円
2 人		243,800 円	1,091,100 円

※ 3 人目以降の子は、1 人につき年額 81,300 円を加算。

※ 昭和 61 年 3 月 31 日以前からの母子等福祉年金受給者も該当します。

6. 第一号被保険者の独自給付

学生、農林漁業者、自営業者などの方は、保険料を納めた期間に応じ、独自給付があります。

(1) 付加年金

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

月額 400 円の付加保険料を納めた方は、次の計算で算出した額が老齢基礎年金基本額に加算給付されます。

$$\text{付加年金額(年額)} = 200 \text{ 円} \times \text{付加保険料納付月数}$$

(2) 寡婦年金

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

夫が死亡したとき下記のすべてを満たす妻には、夫が受給するはずだった老齢基礎年金の 4 分の 3 の額が、60 歳から 65 歳になるまで支給されます。

- ①夫の第 1 号被保険者としての保険料納付済期間等が 10 年以上あること。
- ②夫によって生活が維持されていたこと。
- ③婚姻期間（内縁も可）が 10 年以上継続していたこと。
- ④夫が障害基礎年金又は老齢基礎年金を受けたことがないこと。
- ⑤妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けていないこと。

※平成 29 年 8 月 1 日より前の死亡の場合、保険料納付済期間等が 25 年以上必要です。

(3) 死亡一時金

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

国民年金保険料を 3 年以上納めた方が、何の年金も受給せずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）には、この優先順位で下記の死亡一時金が給付されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金等を受給できる場合は給付されません。

「死亡一時金の支給額」

保険料納付期間	一時金支給額	保険料納付期間	一時金支給額
3 年以上 15 年未満	120,000 円	25 年以上 30 年未満	220,000 円
15 年以上 20 年未満	145,000 円	30 年以上 35 年未満	270,000 円
20 年以上 25 年未満	170,000 円	35 年以上	320,000 円

- ※1 死亡月の前月までの付加保険料納付期間が 3 年以上ある場合には、更に 8,500 円が加算されます。
- ※2 寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる状況にある場合は、選択によってどちらかが支給されます。
- ※3 手続きには、戸籍謄本、住民票、請求者名義の預金通帳などが必要です。
- ※4 死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡の日の翌日から 2 年です。

III. 関係機関・団体

(1) 厚生年金の請求手続に関する相談・問い合わせ

名 称	所在地	電話番号
日本年金機構 諫早年金事務所	栄田町 47-39	25-1662

(2) 国民年金の資格・保険料及び請求手続に関する相談・問い合わせ

名 称	所在地	電話番号
日本年金機構 諫早年金事務所	栄田町 47-39	25-1662